

平成 25 年度 第 1 回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

I 会議概要

1 日 時：平成 25 年 5 月 27 日（月）15 時～16 時 30 分

2 場 所：亀岡市役所会 202・203 会議室

3 出 席：平岡聡委員、脇新五委員、岩田庄司委員、今西美津子委員、小林孝子委員、石田武夫委員
杜恵美子委員、吉中康子委員

欠 席：松永潤子委員、片山ひろ子委員、中川國彦委員、佐々木一子委員、高尾浩之委員
上野谷加代子委員

包 括：地域包括支援センター あゆみ 廣瀬
地域包括支援センター かめおか 前川
地域包括支援センター シミズ 吉田
地域包括支援センター 亀岡園 前野
地域包括支援センター 友愛園 成瀬

事務局：木曾健康福祉部担当部長、玉記高齢福祉課長、松本いきいき支援係長
永田、巻田、井手元

II 会議内容

1 開 会

司会：玉記課長

2 あいさつ

木曾担当部長から挨拶

本日の会議では、高齢者の方が、希望を持って安心して暮らせるまちづくりのための貴重なご意見をいただける場となることを期待します。

委員委嘱について

構成団体の役職変更や退職等がありました。地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき、新たに委員を委嘱させていただきました。ここで新たにお世話になります委員様をご紹介します。亀岡市自治会連合会から石田武夫様。南丹保健所から高尾浩之様。亀岡市社会福祉協議会から松永潤子様。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の成立について

本日は委員 19 名のうち 10 名が出席されました。半数以上の出席により本会議が成立したことをご報告させていただきます。

3 議 事

議長：吉中会長

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 地域密着型サービス事業者の更新指定について 資料1

- ・事務局より資料1に沿って説明

区域内及び区域外指定の一覧をご覧ください。太枠内が今回、更新をした事業所です。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で暴力団排除等を定めました。また申請者の要件を法人としました。次に記録の整備について、介護報酬の返還請求の消滅時効が 5 年であることから、地域密着型介護サービス費他の利用料に関する書類の保存期間を 5 年間と盛り込みました。

【質疑応答】

委員 Q：地域密着型サービスをどのように備えるかということを考えていくうえで、地域密着型サービスの市外への流出はどのような状況になっていますか。例えば 10%流出しているとする、施設が不足しているのかどうか、質の問題なのかサービスの問題なのか、その状況を踏まえて適正かどうか考えねばならないし、その材料として情報が欲しいです。

事務局 A：区域外指定の事業所は 12 事業所あり、一ヶ月の利用者人数は 6 名で、全体約 150 名のうちの 4%となります。一覧表の区分にある廃止予定については現在利用がなく、今後更新の予定はありません。また認知症対応型共同生活介護が開始された平成 18 年以前より施設に入所されていた方については、引き続き対応してきました。

委員 Q：新規で指定がありますね。引っ越しされた段階で住所変更をさせないのですか。他県の新規があるが近いという認識ですか。

事務局 A：通所の場合は、地域が近いということで認めています。他県については、特別な症状があり、その施設でないということでした。

委員 Q：特別な症状とは具体的にどういう設備があったら対応できるのですか。

事務局 A：調べたのち回答します。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

ア 平成 24 年度地域包括支援センター事業実績報告について 資料2

- ・事務局より資料2に沿って説明

平成 24 年度は新 65 歳の人を対象に把握調査を行いました。この調査で回答のなかった人に対し、個別訪問を実施して、介護予防教室への参加勧奨などを行いました。

二次予防事業対象者介護予防計画作成件数及び介護予防給付請求件数について、一昨年度と昨年度を比較しました。担当地区変更による各包括の請求件数は変わっていますが、市全体としては、請求件数が 1,000 件程増加しています。また介護予防給付については、一部居

宅介護事業所に委託しており、こちらも委託率が上昇しました。

年間相談実績は、一覧の通りです。延べ相談件数 15,722 件で、相談実人数は 1,968 人でした。平成 23 年度に比べると相談件数は約 4,000 件、相談実人数は約 350 人増加しました。包括支援センターが 5 ヶ所に増え、身近な相談窓口が増えたことで、よりきめ細かな体制が整ったと言えます。

権利擁護事業について、認知機能の低下などにより自分で判断することが難しい人また家族、関係者等を通じての相談が増えています。家族関係や病気、経済的なものなどが複雑に絡み合っていることもあり、問題が長期化する傾向があります。包括支援センターや関係機関と連携を取り合いながら、現状把握を速やかに行いながら家族間の調整やサービス導入などを行っていきました。

医療と介護と福祉の一体的な提供により、地域で安心して暮らしていただけるためのシステムづくりに取り組んでいます。また、地域ケア会議は、自治会単位で実施しました。

認知症の支援体制については、本人や家族が、講座や交流会に参加できる機会をつくり、世代にとらわれず認知症の理解を深めてもらえるよう啓発活動にも取り組んできました。

各包括支援センターの取り組みについては、以下ご一読ください。

イ 平成 25 年度地域包括支援センター事業計画について 資料 3

・事務局より資料 3に沿って説明

65 歳以上の方を対象に基本チェックリストを郵送し、何らかの機能低下がある人の早期発見、早期予防に努めます。

総合相談支援業務については、相談を受けた後速やかに適切な機関につないでいく支援に努めます。

権利擁護業務については、増えている虐待の早期発見や成年後見制度の周知に努め、その人の尊厳の保持に努めます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、高齢者の人が安心して地域で暮らしていけるように、介護保険や医療保険、地域の見守り体制、事業所の協力などを得て一体的に提供できるような連携システムの構築に努めます。

認知症高齢者の増加に加え、独り暮らしの高齢者も増えています。認知症の理解と見守り体制の構築に努めます。

各包括支援センターの事業計画については、以下ご一読ください。

【質疑応答】

委員 Q：介護予防事業に地域の協力が不可欠だと思いますが、行政としては自治会にどのような働きかけを行っていますか。

事務局 A：介護予防教室は、市直営と法人委託にて実施しています。元気アップ教室は、京都府・府立医大等との協働実施のもと、場所の提供等で自治会の協力を得ることができました。

事務局 A：先ほどの質問について回答させていただきます。平成 21 年度に新規で他県の施設を指定

しました。当初は亀岡市内のグループホームに入所されていましたが、ピック病という診断を受けられ、専門施設に入所されたという経過があります。

【意見交換】

委員：ピック病は治る病気ではありません。だんだん機能がおちてきます。状況によっては、他県の専門施設に入所しないといけないわけではないので、確認が必要と特殊なケースについては思います。

議長：細やかな状況把握をしていかないと財政破たん等が懸念されます。色々な貴重な意見をありがとうございます。

委員：色々な事業をやっているが、個々がどうなっているのか把握しなくてもいいという訳ではありません。例えば権利擁護事業で、専門家でも誰に相談したらいいのかわからない困難事例もあります。きっちりと市民サービスにつながるようにしてほしいと思います。

委員：継続的で適切な対応が大切だと思います。紙状の報告も大事ですが、事例を何件か出して示すと現場のことがわかりますし、またノウハウを持っている委員さん方でもあるので、色々な情報提供をしてもらえるとと思います。また予算については、備考欄の項目をキチッと書いていただきたい。

ウ 地域包括支援センター収支決算及び予算について 資料4

・事務局より資料4に沿って説明

訂正をお願いします。ページ2 タイトル

(誤) 亀岡市地域包括支援センター業務決算書まとめ ⇒ (正) 業務予算書まとめ

委託費について職員一人当たりの人件費を 368 万円で基本計算しています。加えて物件費が専任 3 人当たり 300 万円、専任 2 名と兼任 1 名当たり 200 万円としています。これが包括支援センターに係る委託料の算出根拠となります。また平成 24 年度は既存の包括支援センターからケース移行があり、通常業務を大幅に上回ることが予想されたため、移行経費として人件費を別途 210 万円計上しました。加えて新規包括支援センターについては、設置にあたり看板費を別途 20 万円計上しました。先ほど委員よりもう少し詳しく備考欄を記入するようにとご意見がありましたので、改めることにしたいと思います。

業務予算書については、平成 24 年～26 年度の介護保険計画第 5 期中は、業務委託料は固定として算出しています。その他の委託料については、昨年度実績を参考に算定しています。

【質疑応答】

委員 Q：予算書によると包括支援センターによっては赤字となっていますが、このような赤字のまま放っておくつもりですか。単年度だけならまだしもこれが 10 年間経ったら凄い額となると思います。介護崩壊ということがおこらないように考えていってほしい。

事務局 A：委託料については、少なかったからといって今すぐ補てんする訳にはいきません。今後介護保険計画第 6 期の中で、どの金額が妥当であるのか見極める必要があります。そのた

めには、包括支援センターの業務および要支援者数の増加やそれに伴う介護報酬の増加等をもう少し分析していきたいと思っています。

【意見交換】

- 委員：予算書をみてもほぼ昨年度並みで、赤字は放ったらかしとなっている。従来行政が担う業務を委託しているのだから、もっとくみ取ってフォローしないといけないと思います。
- 委員：法人本体としてどうなのかというチェックが必要ではないですか。介護崩壊が心配される中、未来の見える予算書でないと心配します。
- 議長：貴重なご意見をありがとうございました。

エ 介護予防事業の実施状況及び介護予防拠点の開設について

・あんしん長寿センターの開設について 事務局より説明

ガレリアかめおか内のエイジレスセンターが、新たな健康づくりの場としてリニューアルしました。これまでより行っていた介護予防教室の場所をあんしん長寿センターに移して実施し、教室内容も認知力向上に重点を置いた内容に見直します。

また介護予防教室だけでなく、介護予防の相談窓口として、健康講座の会場として、市民の方々が交流できる場として活用することができます。市民の方々が地域で安心して暮らすための支援をここから発信して推進していきたいと思っています。

・亀岡市の介護・転倒予防 亀岡スタディとサポーター養成について 吉中会長より説明

何歳になっても安全に対処できる能力の維持が大切だということで平成23年度9月から元気アップ教室を開始しました。いかに高齢者が主体的に自己管理できるかが大切だと思います。またいろいろな人とつながりを持って、体操の専門家として地域で一番いいシステムを作ることを目的にAGEサポーター(Aあかるく G元気で、E笑顔が素敵なサポーター)の養成を始めました。疾病予防、生きがいつくり、社会生活の維持等をサポートする活動です。

亀岡市では65歳以上の人を対象に日常生活調査を実施しているところで、どのようなところに手を伸ばさないといけないか分析しているところです。体操については、10年間週2回30分以上体操を続けている人と続けていない人での体力差は大きく開くという結果が出ています。特に脚力が弱くなっていきます。このような差も50歳代では大きくありませんが、歳をとるごとにその差は大きくなっていきます。

中高年の人が体力を維持向上しつつ、自分自身も勉強して高齢者の人をサポートし、地域に運動ができる環境を整え、運動を定着させることを最終目標と考えています。現在どういう状態の高齢者が元気で、またどういう高齢者の人が体力を著しく低下させているかということ調べています。

元気アップ教室ではこれまで自治会の協力を得て、65歳以上の方を対象に、元気アップ体操と健康に関する講義を行いました。AGEサポーターにかめまる体操を手伝っていただき、そして少し負荷をかけてゴムバンドを使ったり、重りを使ったり、音楽を使ったり、また栄養の話をしたりと京都式介護予防プログラムを実施しました。たった3ヶ月でしたが、その中には10歳以上

若返ったと言う人や、歩けなかった人が歩けるようになったという人、洗濯物を干す時にふらつきなくなったという人、またこの教室に出会えて本当に良かったという人がおられます。実際に握力と機敏な行動を見るもので非常に改善されています。さらに歩行速度や反射能力も改善しています。このように3週間でも運動をするとすばらしく改善することがわかりました。

教室参加者には修了後も万歩計も渡して、教室後のフォローアップをしています。10月11月は運動介入をしている人、していない人とどのような差があるか、さらに運動介入していない人でどのような生活をしてきた人が体力維持できているかということ測定します。

平成25年度でこの研究は終わりますが、平成26年度にこの介護予防システムを市民が自主的に取り組めるような形にしたいと思っています。

4 閉 会

司会：玉記課長

全ての議題を終えることができました。委員の皆様にはありがとうございました。

年2回の会議を開催予定しておりまして、秋ごろにまたご案内を申し上げたいと思います。本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。